活動目標

1．税理士の法制上の権利の擁護拡大、経済的利益の増加及び社会的地位の向上をはかるための施策を推進すること。
2．税理士が、法と良心と団結によってその自主性を確立すること。
3．税理士が国民の納税上の権利を擁護し、中小企業の利益の増大をはかること。
4．税理士の税務代理権の確立をはかること。
5．税理士資格取得上の不平等を是正すること。
6．税理士会、同連合会及び税理士政治連盟の運営をより民主的にするための中核としその施策を強化推進すること。
7．官庁職員による税理士業務に対する不当な妨害、干渉等を排除すること。
8．民主税制の擁護と、納税者の側に立つ租税政策の確立を推進すること。

専業税理士界

「専業税理士界」　第741号　毎月25日発行
発行所　全国専業税理士協会　発行・編集人　城　英敏
〒540-0015 大阪市中央区十二軒町１－３－702 振替　全国 00920－1－316608
電　話（06）6765－3810　FAX（06）6765－3807
URL　http://www.z-senzei.com
メールアドレス　z-senzei@theia.ocn.ne.jp
定価　１部　700円、１ヵ年　7,000円（一般会費には購読料が含まれています）

奈良・櫃原神宮の絵馬（福西幸夫撮影）

本年もよろしくお願い申し上げます

全国専業税理士協会

アベノミクスは消費税増税・参院選が目的

簡易課税「益税」の実態は「損税」？

安倍首相の大胆な金融緩和と機動的な財政出動及び公共事業中心の成長戦略という「アベノミクス」発言により、年末から円安そして株価が上昇している。これは現在の不況感からこの発言に空虚な期待をして為替や株価が反応しているだけのマネーゲームと言える。デフレ脱却に最も重要な国民所得や需要の増加は全く未定であり、消費税増税を考慮すると借金（国債）だけが急増するインフレ不況という最悪の状況が予想される。

アベノミクス発言により緊急な結果を求めるのは二つの大きな目的のためである。来年4月から消費税増税を実施するための前提となる本年4月から6月の期間に発言（対策）の効果（脱デフレ・経済成長率）を良く見せること、そして7月に予想される参議院選挙対策である。つまり、物価上昇率（目標2％）の数値だけを上げることにより国民に景気回復していると思わせることである。しかし、この発言で潤うのは大企業と富裕層だけであり、中小企業や一般労働者は無関係である。なぜなら、景気回復には国民の需要増加が前提であり、そのためには労働者の正規雇用が拡大し賃金が増加しなければ本当の需要は期待できない。つまり、大企業や富裕層は短期間のマネーゲームでも円安・株高により大きな利益を実現できるが、中小企業や労働者は短期間では企業利益や賃金は増加しない。また、大企業は今後も自社の利益を優先し下請中小企業にはコストカットを求め、かつ労働者賃金についても経団連等は本年の賃金見直しはしない方針を既に発表している。従って、国内需要は増加しないため景気は回復せず、しかも来年4月からは消費税増税のうえに物価だけ上昇するという最悪の状況（インフレ不況）が予想される。そして、大企業と中小企業及び富裕層と庶民との所得格差がより拡大する。従って、アベノミクスには当初から中小企業や労働者は視野に入っておらず、大企業や財界（富裕層）が要求する円安・株高及び消費税増税と参院選勝利が目的の発言（政策）である。

アベノミクス発言の結果、消費税増税が実施されると重大な問題が発生する。個人の問題としては逆進性、中小企業の問題としては転嫁及びその関連問題である。また、2段階の増税対応（軽減税率も？）及び低所得層に対する給付付き税額控除等に関連して、中小企業の過重な事務負担及び申告不要が大半の低所得者の所得確認（前回は廃案となったマイナンバー制度等）に係る行政（税務署員等）のコスト増、様々な問題が発生する。ここでは、逆進性及び転嫁問題は本紙によく掲載されたので省略し転嫁の関連問題だけを取り上げる。これは昨年10月会計検査院が指摘した「消費税の簡易課税制度に関する報告書」で、簡易課税による「益税」の実態から「みなし仕入率」を見直して率を引き下げようとする内容である。つまり、「別表」のように簡易課税を適用している中小企業の大半に益税が発生しており、本則課税より有利であることは不合理である。従って、消費税増税の前にその益税を是正すべきという指摘である。しかし、これは帳簿上の益税処理だけに注目して中小企業の転嫁の実態を無視している。つまり、簡易課税が適用できる中小企業は小企業が多く、その実態は転嫁困難が大半であり、「益税」どころか自腹を切って納税する「損税」が多いため消費税の滞納が年々増加している。従って、アベノミクスによるインフレ不況において消費税率が8％・10％になると損税そして滞納が益々増加する。

（別表の注）簡易課税制度適用者については、申告事績から課税仕入税額を把握できないため、決算書等の売上原価、販売費及び一般管理費等の必要経費額から、課税仕入れに該当しない非課税仕入れ及び不課税仕入れの額を控除して課税仕入高を把握する方法等により、課税仕入率を試算した。

（高橋　逸）

「別表」「簡易課税制度に係るみなし仕入率及び課税仕入率」（％）

事業区分	第１種事業	第２種	第３種	第４種	第５種
みなし仕入率	90	80	70	60	50
法人（課税仕入率）	80.4	70.9	60.5	45.4	34.6
個人事業者（課税仕入率）	85.2	76.4	64.0	52.5	29.3
計（課税仕入率）	82.3	73.5	62.1	48.7	32.4

双葉町長の不信任可決と

詩　積鬼

昨年12月20日、埼玉県加須市に役場機能ごと避難している福島県双葉町の町議会（8名）は、井戸川克隆町長への不信任決議案を全会一致で可決した。双葉町といえば事故を起こした東京電力福島第一発電所の立地する場所である。全員一致で不信任とは、町長がよほどの悪事でも働いたのか。決してそうではない。井戸川町長は原発事故に関して東電や政府を痛烈に批判してきた人である。

平成24年1月6日の東京新聞の特集記事「こちら特報部」は次のように伝えた。（抜粋）

福島第一原発事故で全町民が避難した福島県双葉町の井戸川克隆町長（65）が、東京新聞に「原発事故を振り返って」と題した手記を寄せた。汚染土壌などを保管する中間貯蔵施設を同県双葉郡に建設する政府方針に、「被害者に責任をかぶせるのか」と激しく反発。野田佳彦首相の「事故収束」宣言を「とんでもないこと」と強く批判する。手記に込められた井戸川町長の怒りと嘆きの声を届ける。

◇事故直後

「安全だと私たちにうそをついてきた『原子カムラ』の正体を、世に知らしめることになった。それを地球が私たちに注意をしたんだと思う」

双葉町には福島第一原発の5号機と6号機が立地。事故後、警戒区域になり、約7千人の町民は全国に避難した。役場機能は埼玉県加須市の旧騎西高校校舎に移転している。

「世界最大の原発被害者になってしまったことは大変つらい。終わりの見えない旅。『避難指示』だけの言葉で故郷を離れている。（避難所を）慰問に来られた方が歌う『故郷』は、私たちにはとても耐えられない、悲しい歌になっていることが、皆さんには分かってもらえない」

◇「事故収束」宣言

井戸川町長は最近、事故直後に「地獄を見た」という現場の作業員らの便りを読んだ。

「ちり紙に遺書を書いたという方の話を聞いた時、涙が止まりませんでした。多くの方が死を覚悟されたのですね。政府はこのような方をどう思っているのか。本当に日本の恩人です」

一方で手記は事故の「収束」宣言を明確に否定する。

「恥ずかしいのは、いまだにうそをついている人たち。事故は終わっていません。今も、微妙なバランスの中で安定化させている」

「収束」宣伝を「とんでもないことと思う。私は認めるわけにいかない。現場にやる気を失わせてしまわないかと心配」と批判した。

◇中間貯蔵施設

なぜ、町内の中間貯蔵施設の建設に反対するのか。

町長は手記で「（放射性物質の）除去もできず住む希望も持てない一番ひどい地域とされる双葉と大熊が、事故の最大の被害者。ここに施設を造れということを、誰にも言われたくない。私たちは誰よりも早く帰りたい気持ちがあり、『放射能をどこかに持っていけ』と加害者に声を大にして言いたい」と訴える。

そして、「皆さんは『一番放射線が高い地域に』、と思うのでしょうか。でも、原因を作った者は誰か。どう責任を取るのか。誰が負担するのか。被害者に責任はあるのか。被害者に責任をかぶせることができるのか。被害者に『元の生活をするな』と言える人はいるのか。ここから議論したい」と事故の責任を問う。

年は改まったが、避難生活は続く。

避難先の旧高校校舎には門松が飾られたが、とても正月の気分になれない。

「正月をこのような方たち（加害者）は、家庭円満にわが家の畳の上で、幸せに過ごすのでしょうね。私たち避難民はできないのです。したくてもできないのです。わが家に帰れないのです。年賀状を喜んで見られないのです。こんな私たちに、中間貯蔵施設を造れという人は誰ですか」

デスクメモは次のように結んでいる。

除染を進めるために中間貯蔵施設が必要なことは、井戸川町長も理解している。立地に反対するのは、責任をあいまいにしたまま押し付けようとする国の「恥知らず」な態度に強い反感を覚えるからだろう。原発に何もかも奪われてしまった者の悲痛な叫び。帰還のめどはまったく立っていないのだ。

井戸川町長の苦衷を表現していると感じられる詩が東京新聞平成24年12月13日に掲載されていた。

（斎藤直樹）

積鬼（つみき）

大泉その子

札束を積む
札束を積む
誰かがこくんと頷（うなずく）くまで

札束を積む
札束を積む
これでもか、これでもかと
紙きれと引き換えに失うもの
紙きれと引き換えに奪われるもの

手を伸ばしたが最後
しまった！と気がついたとき
スーツを着た鬼はとっくに姿をくらまして
鼻で嗤（わら）っているだろう
「容易（たやすい）いもんだ」と
「安呆（あほ）な奴らだ」と

今もどこかで紙切れの塔ができる

貧しい者の目の前で
強欲な者の目の前で
抵抗する者の目の前で
黙秘する者の目の前で

真実を知る者
「お断りします」と
塔を押し返した両腕は切り落とされ
見せしめの如く吊るされ
辛うじて生き延びた両脚は
今頃どこを歩いているのだろう

ああ　買い上げられることなかれ
鬼はあなたのすぐ側で
まだか　まだかと待っている
あなたがこくんと頷くまで
世界がこくんと頷くまで

「脱原発・自然エネルギー218人詩集」コールサック社より
注　積鬼とは地獄の獄卒である阿防（あぼう）のこと

阪神・淡路大震災から18年経った。最近では全国ニュースや新聞でも取り上げられる事が少なくなった。あの日の衝撃は強い揺れを感じた関西のみならず、日本全国、世界へも伝わった。阪神間及び淡路島の一部に震度7の激震が適用されたほか、東は小名浜（福島県いわき市）、西は長崎県佐世保市、北は新潟県新潟市、南は鹿児島県鹿児島市までの広い範囲で有感（震度1以上）となった。▼この地震が大惨事となった最大の理由は、老朽木造瓦屋根の住宅が多かったことである。死者の80％相当、約5000人は木造家屋が倒壊し、家屋の下敷きになって即死した。特に1階で就寝中に圧死した人が多かった。▼死者は約6000人と2011年3月に東日本大震災が発生するまでは大地震では戦後最大の死者だったが、関東大震災の10万人に比べると約1／16である。▼甚大な被害を伴った震災であったが、その中でもいくつかの被害軽減の要因となった事項が挙げられる。冬季の早朝であったため、公共交通機関・道路の利用率が少なく、外出者も少なかったことで、市街地・自宅外での被害を抑えた。また、気温が日中10度前後の低温の季節だったことから、倒壊建屋に閉じ込められた生存者の熱中症、凍傷等の衰弱要因がなかった事も人的被害を抑えた。更に多くの被災者が就寝時の被災であった事から本震時は毛布で身体を覆うことで落下物からの防護したり、救出まで包まって暖をとっていた救助者もいた。多くの市民が自宅での被災だった為帰宅困難者が発生しづらく、安否確認が比較的容易な状況であった。火の使用も少なかった。▼後一ヶ月ほどで東日本大震災から2年である。死者は15、879人、行方不明者は2、712人。阪神大震災の行方不明者は3名である。死因の92・5％（1、143人）が水死であるのは津波被害の甚大さを語っている。（福）

退職した補助税理士に失業保険の受給資格を認めないのは違法と大阪地裁に提訴

そもそも補助税理士のあり方に問題あり

平成24年12月25日、公共職業安定所長が原告に対してなした、雇用保険法不該当処分の取り消しを求めて、大阪府の税理士が大阪地裁に提訴した。

税理士事務所を退職した原告は、「補助税理士」として勤務していたが、退職後、資格維持のため、税理士会の指示に従い「開業税理士」に登録を変更した。

ところが、公共職業安定所長は、離職した後に自宅を事務所として税理士登録を維持していた原告について、離職時点から自営業者を開始したものとして「就職」を意味するのであるから、原告には失業保険の受給資格はない旨の処分をした。原告は、これを不服として本訴に及んだ。

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うとする雇用保険の目的からすると、退職勧奨を受け、離職し、かつ、就職活動を行っている原告には当然に受給資格の決定がなされるべきであろう。

また、補助税理士に労働者性を認めて雇用保険の加入義務を課しておきながら、離職して、税理士法によって補助税理士の登録を変更するのも原処分庁としては都合のいい解釈をしている。

昨今の税理士業界は開業準備も行わずいきなり開業しても経済的な自立は困難な時代で、そのことを知っているからこそ原告は税理士事務所に補助税理士として勤務したのであろう。

そもそも、本件は、親方税理士の権益擁護するための補助税理士という差別をつけた税理士法に問題がある。

補助税理士は、制度創設以来年々増えているので、本件のような事案も増えるであろうから、補助税理士に不利益が生じるのであれば補助税理士のみならず税理士会も注目し、支援していかなければならないのではないか。そして、税理士の登録区分について税理士法等の見直しも必要であろう。

なお、補助税理士の失業保険受給を巡る訴訟は全国初のようだ。

第1　当事者及び経過

1　原告は、平成22年11月17日付で「補助税理士」として登録した。

2　原告は、平成22年11月26日付で税理士事務所に退職勧奨を受け、離職した。

3　原告は、近畿税理士会・登録事務担当者の指導に従って、平成22年11月29日付で「開業税理士」として登録した。

4　原告は、平成22年12月7日、公共職業安定所に出頭して、求職の申込みを行うとともに、雇用保険被保険者離職票を提出して、基本手当の受給資格の決定を求めた。

5　ところが、公共職業安定所長は、同日、原告が、開業税理士として登録されていることから、「失業」の状態にあるとは認めず、基本手当の受給資格の決定を行わない処分をなした。

6　原告は、前記処分を不服として大阪労働局保険審査官に対して審査請求を行ったが、同審査官が、平成23年11月17日付で請求を棄却したため、労働保険審査会に対して再審査請求を行ったが、同審査会は平成24年6月27日付で請求を棄却したため、本訴に及んだものである。

第2　労働保険審査会の棄却理由

1　雇用保険法にいう「失業」とは、「被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」と定義されているところ、労働保険審査会は、「就職とは、雇用関係に入る場合のほか、請負、委任により常時労務を提供する地位にある場合、自営業を開始した場合等をいい、現実の収入の有無を問わないもの」と解し、自営業を開業している場合には、失業状態にあるとはいえないものとした。

2　そして、本件については、「税理士登録を維持していることをもって、税理士として登録された事務所において開業している又は雇用されて税理士の業務を行っている状態にあるものと推認することには合理性がある」とし、「離職した後に自宅を事務所として税理士登録を維持していた原告について、離職時点から自営業者を開始したものとされるのはやむを得ない」とした。

すなわちこれは、税理士登録がある場合には、「自営業を開業」しているとして「失業」と認めないとするものである。

第3　原告の主張

1　「失業」の認定は実態に即して行われなければならない

(1)　原告は、一貫して労働者として稼動し求職活動をしている

原告は、一貫して求職活動をしており、労働保険審査会も、「…離職した平成22年11月26日以降の就業等の状況をみると、知人やハローワークを通じて就職活動を行い、求人募集に応募し、派遣会社に登録する等の活動を行っていることが認められる」とするところである。

(2)　「推認」は反証されている

「…税理士として登録された事務所において開業している又は雇用されて税理士の業務を行っている状態にあるものと推認することには合理性がある」とするが、就職活動については前記のとおりであり、審査請求においても根拠資料を提出していることから、推認は反証されている。

2　審査会、処分庁等の税理士法解釈の誤り

(1)　原処分庁の主張は、「開業税理士」の判定は、それが実態のあるものかどうかは、客観的な事実によって判定される。税理士会は、調査、審査を経た上で、税理士事務所の実態を認めて、原告を「開業税理士」として登録したのであるから、かかる登録があることをもって継続的に税理士に税理士業務を執行しているものと判断せざるを得ないというものである。

(2)　しかしながら、原処分庁の主張は、税理士法等を誤解ないし曲解するものであり不当である。すなわち、税理士法施行規則によって、社員税理士、補助税理士以外は、「開業税理士」として登録することを余儀なくされているのであって、開業税理士の中には、原告のように、勤務先を離職したことから補助税理士の登録を維持できず、開業税理士をせざるを得ない者も含まれるものである。

3　審査会、処分庁の解釈は雇用保険法の趣旨に反するものである

(1)　雇用保険法の目的と重視すべき観点について

「雇用保険は、労働者が失業した場合に…労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため…」と規定しており、その核心は、離職した労働者が求職活動に専念することを経済的に支援して再び雇用の実現を図ることである。

そうであるなら、現に雇用を求めて求職活動に専念しているという実態こそ重視して法解釈がなされるべきであり、機械的に「失業」状態にないものとして、基本手当も支給を行わないことは、立法趣旨に反する解釈というしかない。

(2)　原処分庁の雇用保険法の「解釈」の誤りについて

原処分庁は、「開業税理士」は、①その資格を以って何時でもその資格に基づく活動を行い得る状態であること、②報酬等の経済的利益の取得を法的に期待しうる継続的な地位にあることから「就職」している状態であるとし「失業」と認めないが、このことは、「開業税理士」が一律に「雇用される労働者」であり得ないとすることと同義である。

ここで、雇用保険が適用となる「雇用される労働者」とは、雇用関係によって得られる収入によって生活する者をいう。

そして、補助税理士に労働者性を認めて雇用保険の加入義務を課しておきながら、離職して、税理士法によって補助税理士の登録を変更することを余儀なくされるや、自営業者と同様であるとして労働性を否定するのは、実態から乖離した解釈であるとともに、同じ法律の解釈態度として一貫せず誤りである。

(3)　「失業」の解釈は通達で示されたものでなく、これに基づく就業認定は違法である

原処分庁の主張する、雇用保険上の「就職」は、「雇用保険法コンメンタール」の引用である。明文上の根拠もなく、通達として明らかにされたものではない。

原処分庁は、本件処分において、士業ごとの登録区分に応じた取扱の一覧表等を（下記掲載）参照し、前記処分に当たって、原告の求めに対して、担当者は、「平成16年11月25日の西部地区雇用保険審査官会議の某係長のコメント」という文書（下記掲載）を参照していたが、それは、「部内の勉強会で作った資料」であり、原処分庁を拘束する法令上の根拠や通達等は存在しないということである。

それなれば、原処分庁自身が、個々の実態を具体的に調査、判断すべきであるのにこれを行わず、開業税理士登録の存在のみを以って、雇用保険法不該当処分を行うことは裁量権の濫用であり違法である。

(4)　原処分庁の解釈は、補助税理士であった者が雇用保険を受給するには登録抹消を要求するものであり、これは雇用保険法の趣旨に反する

原処分庁のいうように、開業税理士の登録をすれば「就職」であり、「離職した補助税理士」という制度がない現状では、雇用保険の手当を受給しようとすれば、税理士登録を抹消するしかない。

しかし、税理士という資格を失った状態で就職活動することは不利益であり、また、採用が決まってから再登録する場合のタイムラグが2ヶ月から3ヶ月に及び、その間、税理士業務はできず、就職後戦力として活動できないことは、就職の大きな妨げとなる。

前述したように、雇用保険の目的は、離職した労働者が求職活動に専念することを経済的に支援することによって、再び雇用の実現を図ることに鑑みれば、雇用保険の手当を受給しようとすれば、税理士登録を抹消するしかないという原処分庁の解釈は、同法の趣旨に大きく違背するものである。

(5)　「補助税理士は」資格を持った労働者である

補助税理士は、従事する開業税理士又は税理士法人が委嘱を受けた事案について、補助者として税理士業務を行う税理士であり、従事する税理士又は税理士法人の補助者として税理士業務を行い、署名押印の際には、所属する税理士法人又は税理士事務所の名称を付記するとともに、補助税理士である旨を表示する必要がある。

このように、「補助税理士」は「資格を持った労働者」であり、補助税理士が元の勤務先を離職した場合には、改めて補助税理士としての就職を目指すことは、税理士登録の確立したあり方の一つである。

（掲載文書）

行政文書開示決定通知書

平成24年10月30日付けの行政処分の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

開示する行政文書の名称

「平成16年11月25日の西部地区雇用保険審査官会議の某係長のコメント」

税理士法を踏まえると、開業税理士又は社員税理士としての登録がなされている場合には、たとえ自営又は法人として業務を行う意思がなく、雇用労働を希望し求職活動を行う旨申出た場合であっても、登録を受けている以上、当該資格に基づく活動に制限を受けるものではなく、何時でもその資格に基づく活動を行い得るものであるため、受給資格決定を行うことができない。

これに対し、補助税理士が、その雇用されていた事業所を離職した場合、遅滞なく登録事項の変更が必要となるものであるが、たとえこの変更の届出がなされておらず、前所属事務所における補助税理士としての登録がなされたままであったとしても、この登録がなされていることのみをもって自営を行っているものとみなすことはできない。したがって、労働の意思・能力及ぶ税理士法人を設立する予定がないこと、開業税理士となる予定がないことを慎重に確認した上で受給資格決定を行うことが可能である。（濵田　益男）

職　種	雇用保険の取扱い	備　考
税理士	補助税理士については、税理士法人の設立予定又は開業税理士の予定がないことを確認のうえ、受給資格決定を行うことは可能である。開業税理士及び社員税理士は就職扱いとなる。	税理士の登録区分は、①開業税理士、②社員税理士、③補助税理士に分かれている。②の税理士法人の社員は、合名会社の無限責任社員と同じ取扱いのため、①と同様「自営業を営む者」となる。

（税理士以外の各種士業は割愛している）

判例紹介

荒川民商事件

「馬鹿が戦車でやってくる」という映画を思い出させるこの事件は、昭和41年の事件で、質問検査権についての最高裁の判断が確定した事件、としてよく知られています。その概要については有斐閣の「租税判例百選」にも取り上げられています。今回ご紹介したいのは上告趣意書に書かれた調査の経緯や当時の課税庁の調査のやりかたについての部分です。これは刑事事件の判例なのですが税理士会のデータバンクTAINSに大要が掲載されていますし、判決書をコピーしてもらうこともできます。

概要をご紹介しますと

「本件は、税務当局の民主商工会に対する弾圧の中で作り出された事件である。昭和41年9月12日、荒川民主商工会の会員である被告人宅へ、荒川税務署の民商担当の係職員2名が臨場した際、被告人と長男真一が暴力をふるって公務執行を妨害したとされ、右職員2名の告訴と税務署長の告発がなされたのが発端である。

被告人らは、2週間後の9月26日早朝、多数の警察官が動員される中でいきなり逮捕され、家宅捜索と検証が行なわれた。

しかし、税務署嘱託医に書かせた診断書まで添えた告訴、告発の被疑事実は、全くの虚偽であって、被告人らに暴行の事実はなく、公務執行妨害罪の成立しないことが直ちに明らかになった。にもかかわらず事件を担当した公安部検察官は、附随的な罪名とされていた所得税法違反、すなわち質問不答弁、検査拒否の罪名を持出し、被告人の起訴を強行したのである。このため所得税法242条8号が真正面から裁判所の審理の対象とされることとなった。とりわけ、質問不答弁罪は、前例がなかった。

第一審の東京地方裁判所は、昭和44年6月25日、被告人に無罪を言渡した。これに対し、検察官は控訴期限の間際に控訴を申立て原審裁判所に事件は係属した。原審は、職権による証拠調を行なった後、昭和45年10月29日、第一審判決を破棄し、被告人に対し、罰金3万円の有罪判決を宣告した。」

調査のあった2週間後、一回の呼び出しもなく突然に、大量の警官（公安18名、警ら係30名、機動隊一個中隊40名）を動員し、付近の交通を遮断し、報道関係者及び税務署員を同行して、被告人宅を早暁に捜索して被告人父子を逮捕し、且つ、本件の事実究明と何らの関係なき証拠物多数（その後すべて還付され、検察官は一点も証拠申請していない）を押収したという事件です。まったくあきれかえった税務調査でありました。　当時の税務調査のやりかたについても以下のように紹介されています

まず「部外秘」と表示されている「所得調査要領」は、次のような「まえがき」から始まっている。

「調査法といっても決して定められた原則なり方法があるのではなく、時に応じところに応じ異なった着眼や術策が必要となる。税負担の増加にしたがって真実の帳簿は奥へ奥へと姿をかくしていく。通り一辺の調査では決してできないことだ。すべて店舗に臨んでいるつもりで、この話を聞いてもらいたい」

このような訓示に続いて次のような箇条書きの記載が見られる。

1　臨店心得

○入ってから相手の動きに注意せよ。

○必ず帳簿の近くに座を占めよ。

○相手の眼はどこへ行きたがっているか。

○記帳らしきものがあったら先ずおだやかに確保せよ。

○事務室を動くな。

○（事務員の）職務の主要帳簿を抜き出せ。

○出された帳簿にこだわるな。

○ソロバン持つのは最後の時だ。

2　調査では

帳簿のある場合は、

○注意は八方に配っていよ。

○原始記録の発見が第一だ。

○帳簿を出しに行ったらついて行け。

○そこにあるものは全部出させよ。

○自分の周囲にあるものは全部資料だ。

○臨店しから出て行く者に注意せよ。

○その持物に注意せよ。

○視野の範囲になにが見えるか。

○メモはないか、特に卓上メモ、黒板、電話機のそば。

○細かく切った紙片があれば、それは売上または仕入れの原始資料だ、必ず記録はある。

○電話の早見表や書抜き帳はないか、取引先や銀行の発見に有効だ。

○障子のかげに手提金庫か書類はないか。

○臭いと思ったら便所を借りよ。

○手提金庫は開けてもらえ。

○紙屑かご、ちりかごにも所得はかくれている。

○得意先と思われるのに相手が否定したら直ぐにそこへ連絡せよ。

○電話があればその場でかけよ。

○二階のある家は注意せよ。

○空箱の山に注意せよ。特に手アカのついた箱は臭さい。

○倉庫、工場などは必ず案内させよ。

○そこにあるすべてのものは重要資料だ。

○要求したものはどこから出して来たか。

○その出して来たところを見よ。

○すべて芋づる式に追求せよ。

○主人がいないとて直ぐ帰るな。

○家族の者は案外正直に答えるものだ。

○急所が出たら逃がすな。

帳簿上からの検討は

○経費項目から思わぬ発見がある。

○支払運賃の明細書を検討せよ。どこからどこまでの運賃か。得意先元帳と符合しているか。

○電報、市外通話料金等から、どこへどんな用事で。

○旅費の項目は、どこへ誰が、何日、何をしに行き、その結果は。

○消耗品で処理している包装材料や割バシ等から逆算せよ。

○小さいものがすべて大きいことを心得よ。

○公租公課でかくれた資産の場所がわかる。

○支払い家賃等から、かくれた倉庫、車庫などが出てくる。

そのほか、

○売上げから仕入れ→在庫→仕入れ→売上げと念査せよ。

○売りでも買いでも一つの品物を抜き出してその経路をたどって行け。

○その品物は何日どこから仕入れたか。

○記帳はあるか。

○値段はいくらか、差益はどうか。

○営業用の設備、その他家庭用動産が増加していないか。

○財産の減少は私生活費の喰い込みとなっていないか。

と、まあ、ざっとこんな具合である。実際これが調査と称して行なわれている。こういう調査の対象とされた納税者は、しばらく商売はお手あげになり、病神にとりつかれたように意気消沈することになる。

このやりかたは現在もあまり変わらないようですが課税庁の本音が出ていて参考になります。時間があるときに判決書全文を是非一度ご覧ください。（城　英敏）

良書ご紹介

米寿を迎えて ～八十七年の我が生涯を語る

全国専業税理士協会監事　広瀬来三著

広瀬会員が7年の歳月をかけて書き上げた「私の履歴書」292ページです。日本経済新聞の人気ページはなんといっても朝刊最終ページの「私の履歴書」でしょう。各執筆者の生い立ちから、成長し現在に至るまでの歴史を読んでいると、成功者の皆さんどなたも、どこかで苦労しておられることに共感させられます。広瀬会員も召集令状がきてシベリア抑留後復員するまでの二年六ヶ月が「人生最大の苦難期」であったと語られています。大砲を打ち続けられたことによる難聴が進行して、今もお話が十分にはできないのが、私たちには残念です。でも毎月事務所についた「専業税理士界」紙を自宅に持ち帰られ、すみずみまで目を通されると伺い編集部一同元気百倍に感じております。戦争を体験されたみなさんが年々減っていますので、もっとくわしいお話を、お元気なうちに、たくさん伺いたいと思いました。残部少しあると思われますのでご要望の皆さんには無償で配布できると思います。専税協事務局までお知らせください（なくなった場合には貸出となりますのでご了承ください）。なお広瀬会員は税務署に8年ほど勤められましたが、第一回～第三回の税理士試験で5科目試験合格されています。登録番号は七三五三号です。（城　英敏）

「東電福島原発事故総理大臣として考えたこと」を読んで

菅　直人　幻冬舎新書

地震のあったおととし3月11日（金）から一週間を中心に書いています。復旧に多大の邪魔であったと後日批判された菅総理ですが、総理大臣は原発の専門家ではないのですし仕方なかったのかなと思えます。日本は世界でもトップレベルの原発技術を擁しており、技術者も優秀で、日本の原発でチェルノブイリのような事故は起きるはずはないと信じていた、というのはほとんどの人たちの認識だったと思います。

「津波の襲来とともに、全電源の喪失、さらに、冷却機能停止の報告が届いた。私は顔がひきつるような衝撃をうけた」原発の危機のことは熟知されていたようです。チェルノブイリの場合は原発4基で380万キロwの発電量でそのうちの一基だけの事故でしたが福島原発は両方で909・6万キロワットなので約10倍の事故になる可能性が十分ありました。火力発電所の火災事故なら放置しても燃え尽きれば終わりますが、原発はそうはいきません。放射能の毒性の強いプルトニウムの半減期は撒き散らされてから2万4000年です。

事故発生から4日目の14日夜から翌日未明にかけて東電が事故現場から撤退する話が持ち上がりましたが、それには絶対反対を主張しました。事故発生の11日20時にはすでに一号機のメルトダウンが始まっていたのです。12日に一号機建屋の水素爆発、13日に3号機のメルトダウン。14日に3号機建屋で水素爆発15日2号機で衝撃音（格納容器の一部破損か）。ほぼ同時に定期点検中の4号機建屋で水素爆発。4号炉の使用済み核燃料プールに流れ込んだ水は、休止中の工事の遅れで、事故当時4号機の原子炉が水で満たされており、衝撃など何かの理由でその水が核燃料プールに流れ込んだらしいがそれは全く神の御加護だ、と述べています。

20日頃、原子力委員会委員長の近藤氏に最悪事態の想定を依頼。25日にあった報告によると強制移転区域が半径170キロ、移転希望を認める区域は東京都を含む半径250キロでした。そこには約5000万人が居住しています。帰れるようになるまで最低数十年はかかるとの予測。戒厳令（現行法にはない）に近い強権を発動せねば整然とした避難は無理。まさに地獄絵となりそう。

現在福島県民16万人が避難を余儀なくされていますが、その300倍以上の規模です。1000万個の仮設住宅、1000万人の失業者。暴落する関東の土地、暴騰するそれ以外の地域の土地。世界中に撒き散らされる放射能に対する各国からの賠償もあります。

報道はされませんでしたが、総理大臣の頭の中が、震災直後に、こういう危惧にふりまわされていたとは驚くべきことです。73万とも噂されるチェルノブイリの事故死亡者（ウィキ情報）からいってもその10倍の死者が出た可能性はあると思えます。国内に54基ある原発にミサイルによるテロ攻撃を受ければ日本沈没は間違いないと思えました。（城　英敏）